

2019年8月14日

投資主各位

(証券コード 8966)
東京都中央区日本橋兜町9番1号
平和不動産リート投資法人
執行役員 東 原 正 明

第17回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第17回投資主総会を下記の通り開催致しますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討下さいますして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示頂き、2019年8月29日（木曜日）午後5時までには到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に従い、本投資法人の規約において、「みなし賛成」の規定を次の通り定めています。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなし、その議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、十分ご留意下さいますようお願い申し上げます。

<本投資法人の規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2019年8月30日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール |

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

【お願い】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、本投資主総会にご出席頂くことが可能ですので、議決権行使書面とともに代理権を証する書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

【ご案内】

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.heiwa-re.co.jp/>) に掲載致しますので、ご了承下さい。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催致しますので、併せてご参加下さいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 法令番号を除き、和暦表記から西暦表記に変更するものです。（変更案第10条1項）
- (2) 投資主総会の定足数について、投信法に定める原則によることとするために変更するものです。（変更案第12条第1項）
- (3) 各役員報酬の支払時期について、支払事務の都合から支払期日を毎月末日までに変更するものです。（変更案第23条）
- (4) 会計監査報酬の支払時期について、監査報告書の受領後に当該会計監査報酬を支払うこととするため、支払期日を投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書の受領を確認した月の翌月末までに変更するものです。（変更案第36条）
- (5) 資産運用会社に対する資産運用報酬の体系について、投資主利益との連動性をより高めることを目的として変更するものです。運用報酬1の計算基準を運用資産の期中平均残高から前期末総資産額に変更し、計算割合も0.45%（年率）から0.30%（年率）を上限とした料率へ下げることにより、運用報酬に占める資産規模連動報酬の割合を引き下げます。併せて、資産運用会社に投資主利益である分配金の向上へのインセンティブを付与するため、1口当たり分配金に連動した報酬を運用報酬3として新設します。現行の運用報酬3に当たる取得報酬については、外部成長及び資産入替推進へのインセンティブを付与するため、取得金額の増加に応じて段階的に低減する料率を廃止し、併せて譲渡報酬を新設します。なお、運用報酬2と新設した運用報酬3において譲渡損益を重複して計算対象とすることを避けるため、運用報酬2の計算基準であるFF0から譲渡損益を控除するものとします。更に、本投資法人が合併を行った場合における合併報酬に関する規定を新設します。
新たな資産運用報酬体系は、翌営業期間である2019年12月1日から適用する旨、附則を規定するものとします。（変更案第38条、第39条）
- (6) その他、表現の調整、字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第10条 (招集の公告、通知)</p> <p>1. この投資法人は、<u>平成29年</u>8月5日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集し、以後、隔年毎の8月5日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集します。また、この投資法人は、必要があるときは随時、投資主総会を招集することができます。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>第12条 (決議)</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の<u>3分の1以上</u>を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第23条 (執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)</p> <p>執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準は、以下の通りとします。</p> <p>(1) 執行役員報酬は、1ヵ月につき1名当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、執行役員の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 投資主総会</p> <p>第10条 (招集の公告、通知)</p> <p>1. この投資法人は、<u>2017年</u>8月5日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集し、以後、隔年毎の8月5日及びその日以後、遅滞なく投資主総会を招集します。また、この投資法人は、必要があるときは随時、投資主総会を招集することができます。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第12条 (決議)</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の<u>過半数の投資口</u>を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数をもって行います。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 執行役員、監督役員及び役員会</p> <p>第23条 (執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準)</p> <p>執行役員及び監督役員の報酬の額又は報酬の支払に関する基準は、以下の通りとします。</p> <p>(1) 執行役員報酬は、1ヵ月につき1名当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日<u>まで</u>とし、執行役員の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 監督役員報酬は、1ヵ月につき1名当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日とし、監督役員の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第36条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は、1営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定します。支払時期は<u>決算日後3ヵ月以内</u>とし、会計監査人の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p> <p>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） 資産運用会社に対する資産運用報酬は、<u>運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3</u>から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p>	<p>(2) 監督役員報酬は、1ヵ月につき1名当たり80万円を上限とし、その報酬月額は役員会で決定します。支払時期は毎月末日<u>まで</u>とし、監督役員の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>第36条（会計監査人の報酬の額又は報酬の支払に関する基準） 会計監査人の報酬額は、1営業期間につき1,500万円を上限として役員会で決定します。支払時期は<u>投信法その他の法令に基づき必要とされる全ての監査報告書を受領した月の翌月末まで</u>とし、会計監査人の指定する口座へ振込により支払うものとします。</p> <p>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者</p> <p>第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の額又は資産運用報酬の支払に関する基準） 資産運用会社に対する資産運用報酬は、<u>運用報酬1、運用報酬2、運用報酬3、取得報酬、譲渡報酬及び合併報酬</u>から構成されます。それぞれの報酬の計算方法と支払時期は、以下の通りとします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>運用報酬 1</p> <p>営業期間毎に、<u>運用資産（* 1）の期中平均残高（* 2）に0.45%の割合を乗じた金額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。</u></p> <p><u>* 1 運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める有価証券（国債証券等に限ります。）を除きます。）をいいます。</u></p> <p><u>* 2 運用資産の期中平均残高は、当該営業期間の各月末における運用資産の取得価額を合計した金額を営業期間の月数で除することにより算出します。但し、営業期間中に新たに取得した運用資産の取得価額には、取得価額に算入されることとなる消費税及び地方消費税を含まずに計算します。</u></p> <p>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。）を承認後1ヵ月以内とします。</p>	<p>運用報酬 1</p> <p>営業期間毎に、<u>前決算期末における貸借対照表（投信法第131条第2項に基づき、役員会の承認を受けたものに限ります。）に記載された総資産額に0.30%の割合を乗じた金額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額を上限とします。</u></p> <p>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（投信法第129条に定める計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。<u>以下同じ。</u>）を承認後1ヵ月以内とします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>運用報酬 2</p> <p>営業期間毎に、当該営業期間のFFO（*3）（<u>但し、負ののれん発生益及び負ののれん発生益の範囲内で生じた売却損を除きます。</u>）に4.50%を乗じた金額とします。但し、営業期間の末日に当期末処理損失がある場合には、当該報酬はないものとします。</p> <p>*3 FFO（Funds From Operation）は、<u>当該報酬（この報酬に係る消費税及び地方消費税で、当該営業期間の費用となるものを含みます。）を控除する前の当期純利益に減価償却費を加えた金額とします。</u>但し、前営業期間末に未処理損失がある場合には、上記の金額から前営業期間末の未処理損失額を控除した後の金額とします。</p> <p>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（<u>投信法第129条に定める計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。</u>）を承認後1ヵ月以内とします。</p>	<p>運用報酬 2</p> <p>営業期間毎に、当該営業期間のFFO（*1）に4.50%を乗じた金額を上限とします。但し、営業期間の末日に当期末処理損失がある場合には、当該報酬はないものとします。</p> <p>*1 FFO（Funds From Operation）は、<u>運用報酬 2 及び運用報酬 3（これらの報酬に係る消費税及び地方消費税で、当該営業期間の費用となるものを含みます。）を控除する前の当期純利益に、減価償却費及び運用資産（*2）の譲渡損失に相当する金額を加え、運用資産の譲渡利益及び負ののれん発生益に相当する金額を減じた金額とします。</u>但し、前営業期間末に未処理損失がある場合には、上記の金額から前営業期間末の未処理損失額を控除した後の金額とします。</p> <p>*2 <u>運用資産とは、第26条に定める資産運用の対象とする特定資産（但し、同条第4項に定める有価証券（国債証券等に限りません。）を除きます。）をいいます。</u></p> <p>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等を承認後1ヵ月以内とします。</p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p><u>運用報酬3</u></p> <p><u>当該営業期間に係る投資口1口当たりの分配金（以下「1口当たり分配金」といいます。）に50,000を乗じた金額を上限とします。ここで、1口当たり分配金とは、運用報酬3（この報酬に係る消費税及び地方消費税で、当該営業期間の費用となるものを含みます。）を控除する前の当期純利益に内部留保からの取崩に相当する金額（過去に運用報酬2の支払対象となった内部留保の取崩に相当する金額は除きます。）を加え、当該営業期間末時点の発行済投資口の総口数で除することにより算出します。</u></p> <p><u>なお、投資口の分割又は併合によって投資口数が変動した場合は、当該変動が生じた営業期間以降、当該変動割合に50,000を乗じた数値を、1口当たり分配金に乗じた金額を上限とします。</u></p> <p><u>支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等を承認後1ヵ月以内とします。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案						
<p><u>運用報酬 3</u></p> <p>運用資産を新たに取得した場合は、運用資産の取得価額（* 4）に次の割合を乗じた金額とします。<u>複数の運用資産を同時に取得した場合は、運用資産毎に次の割合を乗じた金額の合計額とします（但し、合併に伴う資産受入れを除きます。）。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>30億円以下の部分</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>30億円超50億円以下の部分</td> <td>0.75%</td> </tr> <tr> <td>50億円超の部分</td> <td>0.50%</td> </tr> </table> <p>なお、利害関係者（投信法第201条第1項及び投信法施行令第123条各号に定める「利害関係人等」、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等をいいます。）から運用資産を取得した場合は、上記各割合に2分の1を乗じた金額の合計額とします。</p> <p>* 4 取得価額には、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う付随費用は含みません。</p> <p>支払時期は、運用資産の取得日の属する月の翌月末までとします。</p>	30億円以下の部分	1.00%	30億円超50億円以下の部分	0.75%	50億円超の部分	0.50%	<p><u>取得報酬</u></p> <p>運用資産を新たに取得した場合（但し、この投資法人が吸収合併存続法人となる吸収合併に基づき行われる承継を除きます。）は、運用資産の取得価額（* 3）に1.00%を乗じた金額を上限とします。なお、利害関係者（投信法第201条第1項及び投信法施行令第123条各号に定める「利害関係人等」、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等をいいます。以下同じ。）から運用資産を取得した場合は、上記割合に2分の1を乗じた金額の合計額を上限とします。</p> <p>* 3 取得価額は、<u>売買契約書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税並びに取得に付随する費用は含みません。</u></p> <p>支払時期は、運用資産の取得日の属する月の翌月末までとします。</p>
30億円以下の部分	1.00%						
30億円超50億円以下の部分	0.75%						
50億円超の部分	0.50%						

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p><u>譲渡報酬</u></p> <p><u>運用資産を譲渡した場合（但し、この投資法人が吸収合併消滅法人となる吸収合併又は新設合併に基づき承継されるものを除きます。）は、運用資産の譲渡価額（*4）に1.00%を乗じた金額、又は各譲渡資産における譲渡益（*5）に2分の1を乗じた金額のいずれか小さい方を上限とします。</u></p> <p><u>なお、利害関係者に対して運用資産を譲渡した場合は、運用資産の譲渡価額に0.50%を乗じた金額、又は各譲渡資産における譲渡益に2分の1を乗じた金額のいずれか小さい方を上限とします。</u></p> <p><u>また、いずれの場合についても、譲渡損が生じる運用資産の譲渡については、譲渡報酬は生じないものとします。</u></p> <p><u>*4 譲渡価額は、売買契約書に記載された金額とし、消費税及び地方消費税並びに譲渡関連費用は含みません。</u></p> <p><u>*5 譲渡益は、譲渡価額が運用資産の譲渡時における帳簿価額を超える場合における差額とします。</u></p> <p><u>支払時期は、運用資産の譲渡日の属する月の翌月末までとします。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
(新設)	<p><u>合併報酬</u></p> <p><u>他の投資法人との間でこの投資法人を吸収合併存続法人とする吸収合併を行った場合は、当該合併によってこの投資法人が承継する資産の当該合併の効力発生時における評価額に1.00%を乗じた金額を上限とします。</u></p> <p><u>他の投資法人との間でこの投資法人を吸収合併消滅法人とする吸収合併又は新設合併を行った場合は、当該合併の相手方が保有する資産のうち、当該吸収合併の吸収合併存続法人が保有するもの又は当該新設合併の新設合併設立法人が承継するものの、当該合併の効力発生時における評価額に1.00%を乗じた金額を上限とします。</u></p> <p><u>なお、利害関係者との間で合併を行った場合は、上記各割合に2分の1を乗じた金額の合計額を上限とします。</u></p> <p><u>支払時期は、合併の効力発生日が属する月の月末から3ヵ月以内とします。</u></p>
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第9章 附 則</u></p> <p><u>第39条 (施行日)</u></p> <p><u>2019年8月30日の投資主総会の決議による第38条に係る本規約の変更の効力は、2019年12月1日から生じるものとし、2019年12月1日以降に生じる資産運用報酬から適用するものとします。本条は当該変更効力発生後にこれを削除するものとします。</u></p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員東原正明は、2019年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案における執行役員の任期は、就任する2019年8月31日から2年間となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2019年7月26日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
もとむら あや 本村 彩 (1978年11月22日生)	2002年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所入所 2008年5月 Columbia Law School卒業 2008年9月 Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP出向 2009年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2009年7月 金融庁総務企画局（現企画市場局）市 場課出向 2013年10月 稲葉総合法律事務所 パートナー就任 （現任） 2013年12月 一般社団法人環境不動産普及促進機構 運営審査委員会・投資審査委員会委員 （現任） 2014年3月 イオン・リートマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員（現 任） 2019年6月 伊藤忠テクノソリューションズ株式会 社 社外取締役（現任）	0

(注) 上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、2019年8月31日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案における補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人の規約第18条第2項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2019年7月26日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次の通りです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
いち かわ たか や 市川 隆也 (1952年12月8日生)	1976年4月 2002年7月 2007年4月 2010年1月 2010年1月 2010年4月 2019年6月	平和不動産株式会社入社 同社 大阪支店長 同社 ビルディング事業部長 同社 総務部部長 カナル投信株式会社（現平和不動産アセットマネジメント株式会社）出向代表取締役社長就任 同社転籍（現任） 一般社団法人投資信託協会 監事就任（現任）	50

- (注1) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- (注2) 上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、上記を除き、特別の利害関係はありません。
- (注3) 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を、投資口累積投資制度を利用することにより、2019年5月31日付で50口（1口未満切り捨て）所有しています。
- (注4) 上記補欠執行役員候補者が本投資法人の執行役員に就任した場合は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）第31条の4第1項の規定に伴い、遅滞なくその旨を届け出ます。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員片山典之及び窪川秀一の両名は、2019年8月30日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案における監督役員の任期は、就任する2019年8月31日から2年間となります。

監督役員候補者は次の通りです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	所有投資口数 (口)
1	かた やま のり ゆき 片山 典之 (1964年10月28日生)	1990年4月 弁護士登録 長島大野法律事務所（現長島・大野・常松法律事務所）入所 1996年10月 東京シティ法律税務事務所（現シティニューワ法律事務所）入所 2000年1月 同事務所 パートナー就任 2000年9月 三井不動産株式会社証券化推進部 非常勤リーガルカウンセラー就任 2003年2月 シティニューワ法律事務所 パートナー就任（現任） 2004年10月 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 監査役（非常勤）就任（現任） 2006年4月 明治大学ビジネススクールグローバル・ビジネス研究科 兼任講師就任（現任） 2013年6月 SIA不動産投資法人（現Oneリート投資法人）監督役員就任 2014年6月 日産化学株式会社 監査役（非常勤）就任（現任） 2017年8月 本投資法人 監督役員就任（現任） 2018年4月 日本電解株式会社 社外取締役就任（現任） 2019年3月 株式会社リブセンス 社外監査役就任（現任）	0

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴		所有投資口数 (口)
2	鈴木 敏夫 (1957年4月18日生)	1985年9月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社	0
		1988年8月	公認会計士登録	
		2000年5月	監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）社員就任	
		2005年5月	同監査法人 代表社員（現パートナー）就任	
		2019年7月	公認会計士鈴木敏夫事務所開設 代表就任（現任）	

(注) 上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。なお、監督役員候補者片山典之は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。

参考事項

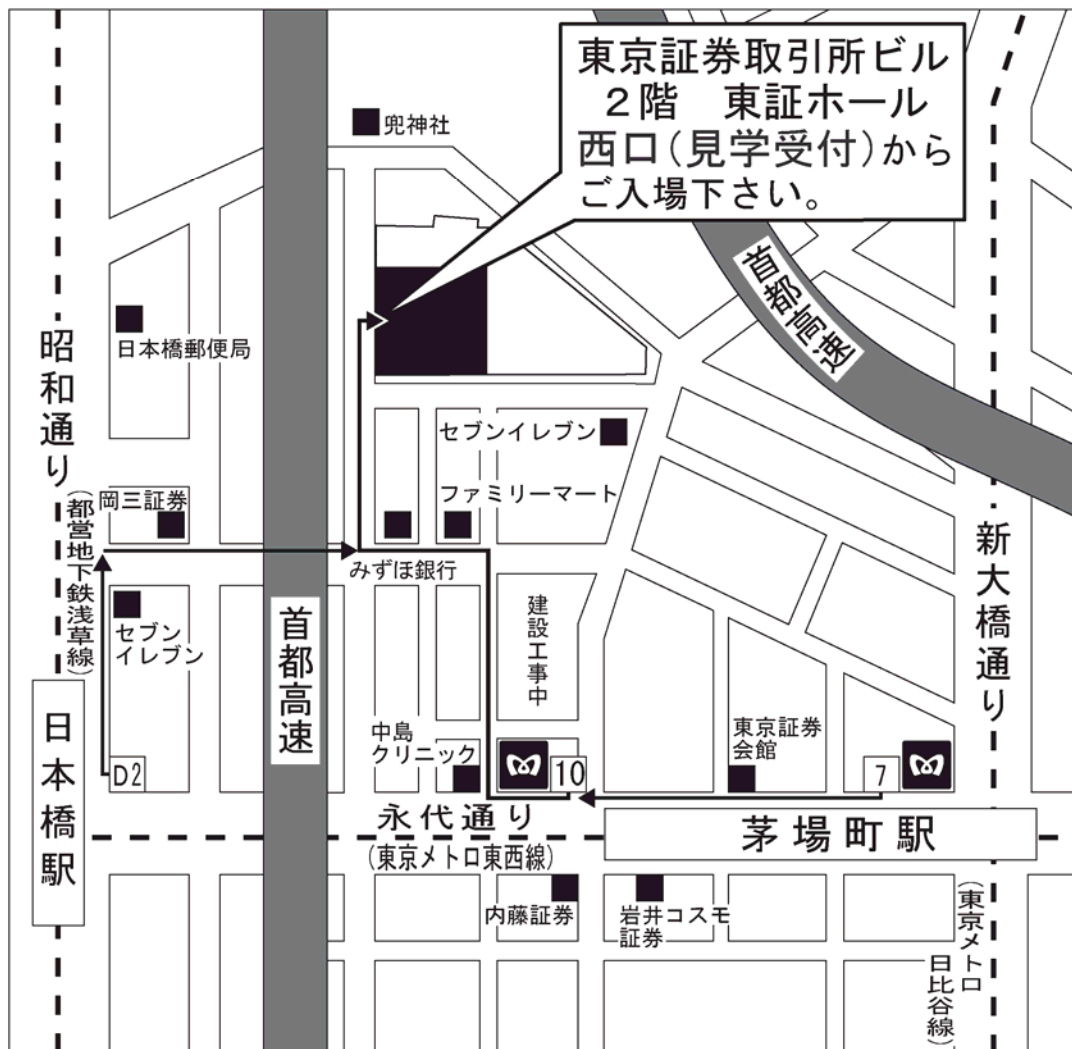
本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所ビル 2階 東証ホール
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口10)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- ご入場の際に、警備員による金属探知機の検査があります。
- 会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。